

自閉症・情緒障害特別支援学級 保護者向け説明会(7月5日・7月25日開催分)における質問と回答

こちらは、自閉症・情緒障害特別支援学級保護者向け説明会(令和8年7月5日・7月25日開催分)の全体質問でいただいた質問及びその回答です。「関連するQ&A」の欄には、新宿区ホームページに掲載済みの『自閉症・情緒障害特別支援学級にかかるQ&A』において関連する質問及びその回答の番号を記載しています。

入級基準等について

	質問	回答	関連するQ&A
1	自閉症で注意欠陥多動性障害(ADHD)を併せもっている、自閉症・情緒障害特別支援学級(以下「情緒固定級」といいます。)の入級対象になりますか？	主たる障害が注意欠陥多動性障害(ADHD)の場合は、特別支援教室「まなびの教室」で指導を行うため対象になりません。主たる障害が自閉症の場合は、保護者との面接、心理検査(WISC-V)、在籍園・校及び保護者からの提出書類、行動観察、医師の診断書、合同観察会等に基づき総合的に入級の審議を行います。	5・7・9
2	多動や他害行為について、自閉症の特性によるパニックによって他害となったり、多動ではないが落ち着きがなくウロウロするなど、注意欠陥多動性障害(ADHD)によるものとは違う形で出ることがあると思います。その場合はどのように評価されますか？	多動や他害行為について、自閉症と注意欠陥多動性障害(ADHD)では出方が変わってくると考えています。何かのトリガーがあってパニックになってしまう等の傾向については、情緒固定級の指導対象です。なお、常時、「多動」や「他害」と見なされる行動があるお子さんは「まなびの教室」の指導対象です。	5・7・9
3	「愛の手帳」を所持している場合、情緒固定級に申し込むことはできませんか？	「愛の手帳」を所持している場合に情緒固定級の申し込みができないわけではありません。入級については、「知的発達の遅れがないこと」を、最新の心理検査の結果、医師の診断や園や学校での様子等で確認します。	6

就学相談について

	質問	回答	関連するQ&A
1	就学相談で受ける心理検査はWISC-Vと聞きましたが、田中ビネーの結果を提出した場合でも情緒固定級の審議の対象になりますか？	新宿区の就学相談では、心理検査は「WISC-V」を基本としていますが、就学相談の中で、WISC-Vで心理検査を受けることが難しい場合は、田中ビネーVに切り替えて心理検査を行っています。そのため、田中ビネーの結果を提出した場合でも情緒固定級の審議の対象になります。	11・12
2	就学相談の中で心理検査を受けることができない場合は、どのように対応すればよいですか？	心理検査(WISC-V)は就学相談の中で受けることができますが、お子さんの状況等を踏まえ、原則2年以内(令和8年度の就学相談に申し込む場合は令和6年4月1日以降)にかかりつけの病院等で受けた結果報告書を提出することができます。また、参考値や判定不可となった検査結果については、その旨を考慮したうえで判定のための資料とします。	11・12
3	他の医療機関で受けた心理検査の結果報告書を提出した場合、就学相談の中で心理検査を受ける必要がありますか？	必要ありません。他の医療機関で受けた心理検査の結果報告書(原則2年以内、令和8年度の就学相談に申し込む場合は令和6年4月1日以降)がある場合は、就学相談で心理検査は行わず、保護者面接と、その間に心理士によるお子さんの行動観察を行います。	11・12
4	合同観察会の開催時期と実施する内容を教えてください。	合同観察会は9月、10月、11月、12月に小学校と中学校それぞれ4回ずつの開催を予定しています。内容は模擬授業のようなものを行います。	11・14

	質問	回答	関連する Q&A
5	合同観察会でイレギュラーな出来事があった際に泣いたり大声を出したりした場合、判定に影響はありますか？	判定については、合同観察会以外にも、保護者との面接、心理検査(WISC-V)、在籍園・校及び保護者からの提出書類、行動観察、医師の診断書等に基づき総合的に入級の審議を行います。	11・14
6	就学支援委員会で、知的障害特別支援学級(以下「知的固定級」といいます。)という判定が出た場合でも、改めて情緒固定級に入級するための就学相談を申し込むことはできますか？	次年度以降に改めて就学相談を申し込むことができます。ただし、心理検査の結果は2年間有効のため、有効期間内はその心理検査の結果を使用します。	14・16
7	「知的発達の遅れがある」等で、情緒固定級の判定が出なかった場合、同じ年度に知的固定級に申し込むことはできますか？	情緒固定級の判定が出なかった場合、保護者等のご相談のうえ、同じ年度に知的固定級の就学支援委員会で審議を受けることができます。その場合、改めて就学相談に申し込む必要はありません。	14・16
8	入級後、通常の学級に戻る際、すぐに通常の学級へ移ることは子どもにとってもハードルがあるものと思われます。その際に、段階的に受けることができる取組などはありますか？	情緒固定級在籍の児童・生徒が通常の学級に転学する際、本人や保護者の方とご相談しながら、情緒固定級設置校(在籍している学校)の中で、通常の学級の子ども達と一緒に学ぶ「交流及び共同学習」の場を増やしていくことが考えられます。その中で、通常学級においても学習が十分にできるということが確認できたところで、通常の学級に移ることも検討していきます。なお、通常の学級に転学する場合は原則、通学区域の指定校の通常の学級となります。	17・20・22
9	令和9年度に天神小学校の情緒固定級に入級して、令和10年度に鶴巻小学校の情緒固定級に転学することはできますか？	情緒固定級間で転学することはできます。ただし、在籍校でのお子さんの状況などを踏まえ、個別でのご相談となります。	—

学習及び指導内容等について

	質問	回答	関連する Q&A
1	中学校の情緒固定級で使う教科書や定期テストは通常の学級と同じですか？	中学校の情緒固定級で使う教科書は、通常の学級と同じ教科書です。中学校の情緒固定級の定期テストの実施方法については、設置予定校と内容を検討しているためまだ確定していません。	20・26
2	自立活動の時間を確保するために、土曜授業や補習授業が追加されることはありますか？	土曜日授業や補習授業の追加は基本的には想定していません。通常の学級と同じ授業時間数の中で、自立活動の時間を確保しながら学習を進めるため、教科の授業数が少なくなりますが、小集団の利点を生かし学習を進めていきます。	20・21
3	高等学校等への進学時には、どのような連携を行いますか？	高等学校等への進学時には、本人や保護者の方とご相談させていただいた上で、学校生活上の配慮事項や、個別支援の内容等、事前に共有すべき事項について、在籍する学校から高等学校等へ情報提供を行います。	27
4	教職員配置にかかる情緒固定級の学級数の基準は、各学年につき1学級ということですか？	学年ごとではなく、全学年での在籍人数となります。学級の基準は1学級8名です。このため、全学年の在籍人数の合計が8名までは1学級相当、9名～16名は2学級相当、16名～24名は3学級相当という考え方です。	28
5	設置する学級数は何学級を予定していますか？	設置する学級数は決まっています。入級の対象となった児童・生徒の人数によって決まります。	28
6	各学校に設置する情緒固定級の学級数の上限は決まっていますか？	決まっています。学級数については、入級の対象となった児童・生徒の数によって決まります。	28

	質問	回答	関連する Q&A
7	令和9年度に天神小学校の情緒固定級に入級した児童が、そのまま新宿中学校の情緒固定級に進むことで、新宿中学校の学級が定員を超え、中学からの入級者が入れないということはないでしょうか？	定員については決まっていません。入級対象であれば中学校からでも入級は可能です。	28
8	天神小学校の場合、「まなびの教室」の指導で使っている教室を利用することはできますか？	天神小学校の「まなびの教室」の指導は別棟で行っていますが、情緒固定級の教室は本校舎の中に設置する予定です。ただし、通常の学級の児童が集会や運動等で別棟を利用することもありますので、学校の状況に合わせて利用する可能性はあります。	—
9	情緒固定級に入級したものの、その後不登校になってしまった場合、そのまま在籍し続けることは可能ですか？	可能です。不登校状態になった場合、情緒固定級に在籍できなくなるわけではありません。学級担任やスクールカウンセラー等と保護者の方や本人が情報共有を行い、本人に最もふさわしい学びの場を考えていきます。 例えば新宿区では西新宿中学校にチャレンジクラスを設置しており、そちらの方がふさわしい場合は転学も選択肢となりますが、不登校状態のために情緒固定級の対象から外れるというわけではありません。	—
10	小学校で情緒固定級に入級してから不登校になった場合、不登校からの登校を目指すようなクラスはありますか？	小学校では、現在のところ不登校からの登校を支援するための学級は設置していません。 児童の状況に応じて、担任やスクールカウンセラー等が本人や保護者の方と相談しながら、最適な支援の在り方を検討していきます。 なお、各小学校では、校内の別室で登校をサポートする「校内支援センター」の整備を進めています。	—

通学等について

	質問	回答	関連する Q&A
1	小学校については通学時の送迎が必要とのことですが、送迎する保護者等の「等」は、誰を想定していますか？	情緒固定級はご家庭の事情等により移動支援事業の対象となることがあるため、保護者等の「等」については、移動支援事業の事業者を想定しています。	30